

記者資料提供(平成27年3月30日)

阪神国際港湾株式会社 神戸営業部営業課 小林・吉井

TEL: 078-855-3206

Only Japanese text available.

平成27年度 阪神港における集貨事業の募集開始

◆趣 旨

阪神国際港湾株式会社では、国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的かつ 一体的な港湾運営をさらに推進し、「阪神港」の国際競争力強化に向けて取り組んでいきます。 このたび、「阪神港」における国際基幹航路の維持・拡大に向けて、国や港湾管理者等と連携のうえ、 以下の集貨事業を実施し「阪神港」への集貨を推進します。

◆事 業

- ① 国際フィーダー利用促進事業
- ② 海外フィーダー等貨物誘致事業
 - -1. 海外フィーダー貨物等誘致事業
 - -2. 陸上輸送等貨物誘致事業
 - -3. 国内フェリー貨物誘致事業
- ③ 国際トランシップ貨物誘致事業
- ④ 新規基幹航路誘致事業
 - -1. 新規航路誘致事業
 - -2. 航路サービス拡充促進事業
- ※各事業の概要については、別紙をご参照ください。なお、詳細は当社までお問い合わせください。

その他、上記事業以外にも「阪神港」の貨物集貨についてご提案頂ける内容がございましたら、別途協議させて頂きますので当社までお問い合わせください。

◆募集期間

平成27年4月1日(水)~7月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

※ただし、7月31日(金)の応募受付終了時点で追加募集の必要がある場合は、追加募集を行う予定です。(当社ホームページにて告知いたします。)

◆説明会等

5月以降、各地で開催を予定しております。

詳細については決定次第、当社ホームページにて告知いたします。

◆お問い合わせ先

阪神国際港湾株式会社 神戸営業部 営業課 TEL:078-855-3206(直通)

大阪営業部 営業・管理課 TEL:078-855-3920(直通)

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

ホームページ: http://hanshinport.co.jp/

この資料は、大阪市・神戸市市政記者クラブ、民放記者クラブ(神戸市)、海運記者クラブ(神戸市) へ配布しております。



①. 国際フィーダー利用促進事業

東アジア主要港に流れている西日本諸港の海外トランシップ貨物を「阪神港」へ集積するため、 国際フィーダー輸送網の充実を図る事業。

【対象事業者】

内航船社等

【委託内容】

当社と事業者との間で協議の上、合意された業務について委託します。なお業務委託料につきましては、事業者から必要経費等に基づき提案のあった金額を基準として協議を行います。

②-1. 海外フィーダー貨物等誘致事業

東アジア主要港に流れている西日本諸港等の海外フィーダー貨物を、海上ルートを利用して「阪神港」へ転換を図る事業。

【対象事業者】

- (1) 外航コンテナ船社またはその日本代理店(西日本等諸港受け渡しのスルーB/L が発行され、 外航船社が阪神港/西日本等諸港間のフィーダー輸送を手配している場合)
- (2) 荷主もしくはその代理人【フォワーダー、利用運送事業者等】 (阪神港 CY 受け渡しの B/L が発行され、荷主もしくはその代理人が阪神港/西日本等諸港間のフィーダー輸送を手配している場合)

【委託内容】

当社と事業者との間で協議の上、合意された業務について委託します。なお業務委託料につきましては、以下の単価を基準として協議を行います。

- ・新規および前年度と比較して増加した貨物で、九州地方以遠の港におけるフィーダー貨物の場合は事業対象となるコンテナ貨物 1TEU あたり 15,000 円以上
- 新規および前年度と比較して増加した貨物で、上記以外の日本の港におけるフィーダー貨物の場合は 10,000 円以上
- ・業務委託料の上限は1事業につき5,000万円
- ※1 TEU (Twenty-foot Equivalent Unit): コンテナの本数を20フィート・コンテナに換算した場合の単位

2-2. 陸上輸送等貨物誘致事業

東アジア主要港に流れている西日本諸港等の海外フィーダー貨物を、トラックまたは鉄道による 陸上輸送、フェリーによる海上輸送、コンテナラウンドユースを利用して「阪神港」へ転換を図 る事業。

【対象事業者】

コンテナ貨物の「輸送依頼者」と「輸送事業者」による共同提案とします。

• 「輸送依頼者」:輸送事業者にコンテナ輸送を依頼した者

(例)荷主、フォワーダー(混載事業者も含む)、外航コンテナ船社など

•「輸送事業者」:輸送依頼者からコンテナ輸送を受託し、コンテナ輸送を主体的に行う者

(例)フェリー船社、鉄道会社、フォワーダー、陸運事業者など

【委託内容】

当社と事業者との間で協議の上、合意された業務について委託します。なお業務委託料につきましては、以下の単価を基準として協議を行います。

- ・新規および前年度と比較して増加した貨物 1TEU あたり 5,000 円以上
- ・「阪神港」の最寄りのコンテナターミナルからの陸上輸送距離が片道 100 km以内の地域において、 平成 27 年中に開設(「阪神港」への貨物転換・新規利用に伴う増設を含む)された物流・製造拠点から搬出入される貨物の場合は、1TEU あたり 2,000 円を上乗せ
- 業務委託料の上限は1事業につき2,500万円(2,000円上乗せ有りの場合は3,500万円)



②-3. 国内フェリー貨物誘致事業

「阪神港」に寄港する国内フェリー航路を利用してコンテナを輸送することにより、「阪神港」への 貨物集貨を図る事業。

【対象事業者】

「阪神港」に寄港する国内フェリー航路を運航する船社

【委託内容】

当社と事業者との間で協議の上、合意された業務について委託します。なお業務委託料につきましては、以下の単価を基準として協議を行います。

- 前年度に比べて増加した貨物 1TEU あたり 2,000 円
- ・業務委託料の上限は1事業につき2,000万円

③. 国際トランシップ貨物誘致事業

「阪神港」における外貿トランシップ貨物の誘致を図る事業。

【対象事業者】

外航コンテナ船社またはその日本代理店

【委託内容】

当社と委託対象者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。なお業務委託料に つきましては、以下の単価を基準として協議を行います。

- ・新規および前年度と比較して増加した貨物1TEUにつき、
 - (1) 1~1,999TEU の場合は 1TEU あたり 5,000 円以上
 - (2) 2,000TEU~の場合は 7,500 円以上
- ・阪神港内でのコンテナの移動(横持ち)が発生する場合は必要額を上乗せ
- ・1 事業につき上限 5,000 万円

4-1. 新規航路誘致事業

「阪神港」に新規寄港するコンテナ船の誘致を図る事業。

【対象事業者】

外航コンテナ船社またはその日本代理店

【委託内容】

当社と委託対象者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。なお業務委託料に つきましては、下記の当社が設定した基準額を基準として協議を行います。

- (1)国際基幹航路の場合は、1 寄港あたり 200 万円
- (2)「阪神港」での取扱いが 1 寄港あたり 500TEU 以上または、年間 15,000TEU 以上の取扱 実績が見込まれる新規航路の場合は、1 寄港あたり 100 万円
- (3) 上記以外の場合は、1 寄港あたり 12 万円

④-2. 航路サービス拡充促進事業

「阪神港」に寄港しているコンテナ定期航路における投入船舶の大型化などのサービス拡充を行う ことにより、「阪神港」への貨物集貨を図る事業。

【対象事業者】

外航コンテナ船社またはその日本代理店

【委託内容】

当社と委託対象者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。なお業務委託料につきましては、当社が設定した基準額を基準として協議を行います。

以上